

早稲田社会学会ニュース 第17号 (『社会学年誌』付録)

2001年4月27日発行

早稲田社会学会事務局
〒162-8644 東京都新宿区戸山1-24-1
早稲田大学文学部 社会学研究室内
Tel: 03-5286-3742
E-mail: t_enomoto@nifty.com

今回のニュースの内容

1. 第53回早稲田社会学会大会および総会開催のお知らせ
2. 研究活動委員会より(研究例会報告/本年度大会シンポジウムについて)
3. 大会一般報告および『社会学年誌』第43号投稿の募集
4. 2001年度の研究助成の募集
5. 新入会員のお知らせ
6. 学会費納入のお願い
7. 未納年会費の取り扱いについて(重要)
8. 会員データ照会をお願い

1. 第53回早稲田社会学会大会および総会開催のお知らせ

本年度の早稲田社会学会大会および総会を、2001年7月14日(土)に、早稲田大学文学部(戸山キャンパス)「第一会議室」において開催いたします。

シンポジウムのテーマは「IT革命と地域社会のリストラクチャリング」です。すでにこのテーマに沿って研究例会が実施、企画されておりますので、次節「研究活動委員会より」をご参照ください。

一般報告などを含むプログラムの詳細につきましては、6月中旬頃までにお知らせする予定です。

また、事務局では大会での一般報告を募集いたします。報告を希望される方は、第3節をご参照の上、事務局宛てに郵送でお申込みください。

2. 研究活動委員会より

(1) 研究例会報告

2000年度第2回の研究例会が以下のとおり開催されました。

日時： 12月16日(土) 15:00-17:00

会場： 早稲田大学文学部「第5会議室」

報告者： 小林宏一氏 (東京大学社会情報研究所 教授)

題目： 「地域情報化政策の中間総括 過去十五年を振り返って」

<報告要旨>

日本の情報化政策は、60年代末、「ポストインダストリアル社会」の到来をいち早く察知し、それから初めて日本のコンピュータ産業の国際競争力を強めようとした通産省によって世界にさきがけて提唱された。しかし、その後の政策展開の成果は必ずしも満足すべきものとはいえず、ここで論じる地域情報化政策についても、数少ない成功例と、多くの失敗例をもたらすかたちで今日に至っている。地域情報化政策の源流を探っていくと、70年代以降に導入された一連の新全総・三全総に行きつくが、その本格的な導入は、1983年初夏、まず、郵政省が「テレトピア」構想を発表し、旬日をおかずに通産省が「ニューメディアコミュニティ」構想を発表したことに求められよう。

しかし、両省がこうした政策を競って提唱した背景には、戦後日本の産業構造政策を一手に担い、「政策立案官庁」としての地位を謳歌していた通産省に対し、それまで「現業官庁」に甘んじていた郵政省が、

コンピュータ・ネットワーク時代の到来を背景に、自ら所管する「通信」をテコとして自省の底上げを図りたいとする省庁間競争の構図があったのであり、その結果として、地域情報化政策の「本音」は<情報化>政策=産業育成策にあり、<地域>政策はむしろ名目として謳われたという点に問題がある。

もう一つの問題は、当時、受け皿となる地方自治体側に「地域社会に寄与する情報化」という政策テーマに対して構想力を働かせる人的基盤がほとんどなかったということである。すなわち、両省の地域情報化政策が、先立つ時代の産業政策と同様に「指定都市方式」で打ち出された時、多くの申請都市は自ら申請計画を立案できずに、中央のシンクタンクに計画立案を委ねた結果、地域の実情を的確に反映していない計画案が作成・提出されることになった。さらに、指定都市となった自治体は、もともと「切実味」のなかった計画案を具体化する時点で大きな困難に直面し、名目的な「実績作り」に終わるところが多くなった。

こうした問題性は、時代が下り、自治体側にも優れた「情報化マインド」の持ち主が育ち始めるなかで、徐々に解消する趨勢にある一方、昨今の<IT革命>ブーム下における地方自治体の対応をみると、中央官庁ともども、「情報化は目的ではなく、何らかの政策目標をより実り多いかたちで達成するための手段である」ということを忘れ、依然として<情報化のための情報化>に走るという動きもまた目立っている。

「新地方自治法」の成立、「<税金の無駄遣い>批判」に代表される納税者民主主義の胎動、「先のばしの政治学・公共事業の政治学」の破綻、地方財政の逼迫や民間企業のリストラを背景とした行政改革の動き、新規事業に対する成果主義導入への動き こうした趨勢のもとで、他の政策領域と同様、地域情報化政策についても、初心に返った再検討が求められていると考える。

日本の情報化政策は新たな段階を迎えつつあると言えるが、これからの地域情報化に向けての営みを「意味のあるもの」にするために、過去十五年にわたる情報化政策における数多くの失敗の事例と、それをもたらし、かつ、許してきた「システム」を見据え、また、数少ない成功事例に学ぶことが求められている。
(文責：天野 徹、小林宏一)

(2) 本年度第1回の研究例会について

すでにご案内いたしましたように、2001年度第1回の研究例会が以下のとおり開催されました。

日時：4月21日(土) 14:00-18:00

会場：早稲田大学 西早稲田(本部)キャンパス 14号館 8F 807会議室

報告者および報告題目：

堀内信美 氏(ベンチャー企業「グローバルエリアネットワーク株式会社」代表取締役社長)
「ネットを活用したエリアコミュニティ」

天野 徹 氏(江戸川大学)

「IT革命によって拓かれた地域社会再編の可能性とその意義について」

(3) 本年度大会のシンポジウムについて

テーマ：「IT革命と地域社会のリストラクチャリング」

<趣旨説明>

インターネットとマルチメディア環境の普及に代表されるIT革命は、企業・組織の変革を促すだけでなく、行政・市民運動、そして地域社会のあり方に対しても、新たな可能性を拓いたが、最近ではその可能性が様々な場面で具体化し、現実的な成果をあげるようになってきている。

2001年度のシンポジウムでは、高度情報化によって変貌を遂げる日本の中でも、特に地域社会の再編および地域問題の解決の方法論の変化に焦点をあてながら、日本の情報化政策のこれまでの経緯と問題点について検討し、および情報ネットワークを活用した行政サービス、コミュニティ活動、ベンチャービジネスの新たな展開を通して、IT革命の社会的な意味について考察を加えていくことにしたい。

(研究活動委員会委員長 天野 徹)

3. 大会一般報告および『社会学年誌』第43号投稿の募集

以下の項目をA4の用紙1枚に記入し、事務局宛てに郵送で申し込んでください。両方に申し込む場合には、それぞれ別の用紙で申し込みをお願いいたします。

大会一般報告、または『社会学年誌』第43号投稿、のいずれかを明記してください

- (1) 氏名
- (2) 所属
- (3) 郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス
- (4) 題目（副題を別として25字程度まで）
- (5) 内容概略（200～400字程度）

大会報告：申し込み締め切りは、5月末日（消印有効、郵送のみ受付）

『社会学年誌』投稿：申し込み締め切りは、6月末日（消印有効、郵送のみ受付）

なお、申込書提出後の題目、内容の大幅な変更は認められませんのでご注意ください。原稿の提出締め切りは、8月末日（消印有効、郵送のみ受付）です。分量、書式その他、投稿規定については、既刊の『社会学年誌』をご参照ください。

4. 2001年度の研究助成の募集

これまでに当学会に寄せられました寄付金より、寄付者のご意思を尊重して、次の要項により会員の皆様の研究活動を助成いたします。

助成対象：早稲田社会学会の発展に寄与する研究活動

助成額：1件30万円程度を上限とする

助成を希望される方は事務局までご連絡ください。追って「申請書用紙」をお送りいたします。なお、申請書の提出締め切りは、5月末日（消印有効、郵送のみ受付）です。

また、この趣旨に賛同される方からのご寄付も募っております。寄付についてのお問い合わせは事務局までご連絡ください。

5. 新入会員のお知らせ

2000年12月16日開催の理事会において以下の方々の入会が承認されました。

長谷正人（早稲田大学文学部教授）

江 新興（早稲田大学大学院 文学研究科）

三上涼子（大正大学大学院 文学研究科）

なお、前号のニュースで、以下の方の入会についてのお知らせが遺脱しておりました。お詫び申し上げます。

大黒屋 貴稔（早稲田大学大学院 文学研究科） 2000年6月3日の理事会で承認

6. 学会費納入のお願い

今年度の学会費を、同封の「郵便振替払込書」にてお振込みくださいますようお願い申し上げます。複数年度分の会費を納入される場合は、該当年度を通信欄にお書き添えください。会費を3年以上、未

納されますと退会扱いになりますのでご注意ください。

年会費： 一般会員 5,000 円 学生会員 3,000 円

口座番号： 00100-3-38020

加入者名： 早稲田社会学会

なお、本号の発行時点で事務局が把握しております個人別の「会費納入状況」(別紙)を同封いたしますので、記載内容をご確認ください。

7. 未納会費の取り扱いについて (重要)

1997年7月5日の早稲田社会学会総会における「早稲田社会学会会則」の一部改訂(年会費を三年分滞納した会員は「会員資格」を失う)に基づき、早稲田社会学会理事会では、停止される「会員資格」の範囲に関して慎重な検討を重ね、2000年7月8日の総会に以下の案を提案し、全会一致で承認されました。

1997年度から起算して3年以上滞納している場合、これを該当者とする。
上記の対象者に対しては、以下の3つの権利についてこれを失うこととする。
学会大会で報告すること
『社会学年誌』へ投稿すること
『社会学年誌』の配布を受けること

また、2000年12月16日に開催された理事会では、滞納年会費の遡及納入について、以下の対応をとることが審議・決定されました。

1997年度から起算して、累積で3年分(連続して3年間ではなく)を滞納した会員には、会員資格の一部が停止される旨の警告を行ない、その後、納入のない場合には会員資格の一部停止を通告する。
未納会費の一部が納入された場合には、1997年度以降の最も古い年度の未納分から優先的に充当し、会員資格を復活する。

これにより、会費を滞納されている会員から、滞納分全額ではなく、その一部のみが納入された場合には、以後、事務局では以下のような処理をとらせていただきますのでご了承ください。

(例)

1997年度 ¥5,000	1998年度 未納	1999年度 未納	2000年度 ¥5,000	2001年度
↓ 2001年5月14日に、¥10,000をお振り込み				
1997年度 ¥5,000	1998年度 <u>¥5,000</u>	1999年度 <u>¥5,000</u>	2000年度 ¥5,000	2001年度 <u>未納</u>

8 . 会員データ照会のお願い

事務局では、目下、会員名簿の整理・更新作業を進めております。つきましては、お手数をおかけいたしますが、同封の葉書裏面に記載しましたご住所等に誤字・遺漏などがございましたら、適宜、補記・訂正の上ご返送くださいますようお願いいたします。(訂正のない場合も、そのまま投函ください。)

なお、返信用葉書の記載内容は、過年度より継続的にデータ・ベース化された会員情報をもとに、機械的な一括作業により出力したものですので、失礼な誤字や遺脱などもあるかと思いますが、何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

以上